

# 公益財団法人 宮崎靈園事業団 墓地使用規程

第 1 条 宮崎靈園事業団の施設を利用する者は、この規程に従うものとする。

## 第 2 条 墓地使用権利

土地の所有権は宮崎靈園事業団とし、墓地の使用権利は永代に保証するものとする。

## 第 3 条 管理料

管理料は永代管理料として墓地取得時に納める。但し、当靈園が管理を行う範囲は共通使用する部分（例、道路、水道の修理、花殻の回収等）に限り、個々の墓地の除草、補修等はしない。

## 第 4 条 墓地使用権利の継承

墓地使用権利を承継できる範囲は、使用権利者から三親等以内の方に限る。

墓地の使用権利を承継しようとするときは

1. 墓地使用権利証書
2. 戸籍謄本または戸籍抄本・住民票
3. 印鑑（認印でも可）
4. 継承手数料 5,000円

以上を用意して、「墓地使用権利継承申請書」を提出すること。

## 第 5 条 墓地使用権利の解約

止むを得ない理由で墓地が不要になったときは、「墓地使用権利解約申請書」を提出すること。その際、すでに建立された墓石、収蔵されている焼骨は使用者の責任において、事前に撤去、改葬すること。解約による払戻の取り扱いは以下のとおりとする。

1. 2019 年度以降の墓地使用権利取得時の使用権利料は、返却しない。
2. 2018 年度までの墓地使用権利取得時の使用権利料は、経過年数に応じ下記のとおり支払う。但し、永代管理料は返却しない。

① 墓地使用権利取得後 1 年未満	80%
② 墓地使用権利取得後 1 年以上	40%
③ 1988 年(昭和 63 年)10 月 28 日以前取得	50%

## 第 6 条 墓石建立に係る届出

墓地の使用権利取得後、墓石を建立しようとするときは、「墓石建立着手許可申請書」を提出し、墓地の位置確認を受けなければならない。宮崎靈園は、申請内容を審査した上で、墓石建立許可書を発行する。墓石建立後は、墓石建立完成届を提出すること。工事未許可のまま建立したときは、工事の途中における中止または、建立墓石を撤去し、その経費は使用権利者の負担とする。許可申請に際しては墓石の規模に制限があることに注意すること。

## 第 7 条 納骨届（墓地法の定めによる）

旧墓地からの改葬、または亡くなられた方の納骨を墓地に納骨するときは、当該する市、町、村役場の発行する「改葬許可書」または「火葬許可書」を添えて、納骨届書を事前に提出すること。

## 第 8 条 墓地台帳等の閲覧

墓地使用者または焼骨収蔵委託者は、本事業団が備えた墓地図面および台帳等の必要部分を閲覧することができる。

## 第 9 条 住所変更届

墓地使用権利者の住所を変更されたときは速かに「住所変更届」を提出すること。(電話にての、住所変更及び連絡先の変更通知でも可。)

## 第 10 条 墓地使用権利証書の再交付

「墓地使用権利証書」を紛失または汚損したときは、「墓地使用権利証書再交付申請書」により申請し、汚損したときは、汚損した権利証書を添えて提出すること。この場合、再交付手数料は 1,000 円です。

## 第 11 条 墓地の使用権利の取消

次の事項に該当するときは靈園事業団において使用権利を取消すことができる。

1. 墓地の使用者が、第三者に譲渡または転貸したとき。
2. 墓地を墳墓の設置、焼骨の埋葬その他本来の使用目的以外に使用しているとき。
3. 使用権利者が 10 年以上消息不明なとき。
4. 使用権利者が反社会勢力に該当することが判明したとき。
5. 他の使用者への迷惑行為が認められたとき。
6. 墓地使用規程に従わないとき。

前号により墓地使用権利を取消したときは宮崎靈園事業団において、法律の規定に基づいて改葬の手続をとり、合葬墓に埋葬する。

## 第 12 条 宮崎靈園墓地より他の墓地へ納骨するとき

宮崎靈園墓地に収蔵してある焼骨を他の墓地へ移されるときは、宮崎市役所による改葬証明書に当事業団の証明を要するので、請求によりこれを証明する。

但し、無届納骨についてはこれを証することができない。

## 第 13 条 個別墓地の管理

使用者の確定した墓地は使用者の責任において管理すること。特に雑草の繁茂は隣接者に迷惑をおよぼすので除草を行うこと。

## 第 14 条 墓碑と植樹の制限

御靈を祭祀する墓地としてペット等の墓碑の建立は禁止する。

墓地の植樹は高さ 1 m 未満のものに限定し、隣接墓地に迷惑をおよぼさないこととする。

## 第 15 条 持込品の処置

墓前への供え物などは放置せず、必ず持ち帰ること。

## 第 16 条 使用規程の改訂

本使用規程を改訂または条項の追加、もしくは手数料等の変更を必要とするときは、理事会の承認を必要とする。

## 附則

1989 年(昭和 63 年)10 月 29 日改訂

2013 年(平成 25 年)05 月 29 日改訂

2017 年(平成 29 年)01 月 26 日改訂

2018 年(平成 30 年)02 月 27 日改訂